

原告の主張する差異点

	問題となる箇所	本件意匠	被告意匠	原告による評価
1	パッド片の配置構成	上下には非対称	上下にも対称	被告製品のパッド片の上下対称配置による下方における差異感 は、2列3段左右対称配置の基本的構成の共通感に埋没して、類否 判断に及ぼす影響は微小である。なお、上下対称意匠も本件意匠 の関連意匠として登録されている(甲6の1)。
2	1段目と2段目及び2段目と3段 目のパッド片の隙間	先細りの先端が尖っている	円弧状	極めて細部にわたる差異で、類否判断に与える影響は微小である。
3	パッド片の配置構成(輪郭)	上段のパッド片は上辺から側辺にかけて湾 曲しておらず、下段のパッド片は下辺から側 辺にかけて湾曲していない	上段のパッド片は上辺から側辺にかけて湾 曲しており、下段のパッド片は下辺から側辺 にかけて湾曲している	被告製品のパッド部の上段及び下段の2辺が湾曲している点にお いて相応の差異はあるが、上段のパッド片が、左右共にやや上方 に傾斜して配置されていることによる上辺中央部における内方への 傾斜感を共通にし、かつ、下段のパッド片においても、湾曲部の側 辺部が上方に傾斜して先細りとなっていることによる下辺の上方へ の傾斜感を共通にし、両者の差異感を減殺しており、類否に与える 影響は大きくはない。
4	パッド部上辺及び下辺中央部 に有する先細りの切り込み	パッド部の上辺及び下辺の中央部において 先細りの切り込みを有しており、その先端が 鋭角である	中央部において円弧状である	極めて細部にわたる差異であって、類否判断に与える影響は微小 である。
5	パッド片表面の模様	隅丸五角形の隆起部を有し、その隆起部の 外周には3本の溝を有し、その外側にパッド 片の周縁に沿って線模様が施されている	上段M型、下段W型、中段チャンピオンベル ト状の隆起部があり、上段と下段の各パッド 片には、その周縁に縁取り線が施されてい る	本件意匠は、隅丸五角形の隆起部を有し、その隆起部の外周には3 本の溝を有し、その外側にパッド片の周縁に沿って線模様が施され ているのに対し、被告意匠は、上段M型、下段W型、中段チャン ピオンベルト状の隆起部があり、上段と下段の各パッド片には、その 周縁に縁取り線が施されている点において差異があるが、両意匠 の隆起部の周縁に沿ったテーパ部分の存在によって目立つもので はなく、また本件意匠の線模様と被告意匠の縁取り線は、ともに パッド片周縁の縁取りであり、両意匠の類否判断を左右する要素に はならないというべきである。
6	パッド部表面の周縁における テーパ状の傾斜部	同幅	同幅でない	隆起部から周縁部にかけてなだらかな裾野のごとき傾斜部を構成し ていることから視覚上目立つものではなく、類否の判断に与える影 響は微小である。
7	電池部とパッド片間の小穴	電池部とパッド片の間に4個の小穴が穿設 されている	小穴は穿設されていない	穴は小さく、形状もありふれたもので、両意匠の類否判断を左右す る要素にはならないというべきである。
8	電極部における非導電部の模 様	隅丸長方形をなし、中央3段を大、その外 側の1段を中、その外の2段を小とする横列 の小穴を有し、各横列の小穴はその上下の 小穴と千鳥状をなすように配置されている	上段と下段は、反った葉脈を有する木の葉 状をなし、中段は、規則正しい葉脈を有する 略隅丸矩形状をなしている	相応の差異感を奏するが、電極部が周縁を残してパッド片の略全面 に形成されている共通感によって差異感が減殺されており、その差 異による意匠の類否判断への影響は微弱である。 ちなみに、電極部について本件意匠と大きく異なる意匠も、本件意 匠の関連意匠として登録されている(甲6の2)。
9	電池部の構成	電池蓋の周縁に細溝が凹設されている	電池蓋の周縁に細溝が凹設されていない	微細な差異であって、両意匠の類否判断に及ぼす影響は微小であ る。